

電気用品安全法 技術基準の解釈別表第九の廃止に関して

一般社団法人日本電機工業会  
製品安全制度技術専門委員会

リチウムイオン蓄電池に関する電気用品安全法一解釈別表第九の廃止に関する情報について、次のとおりお知らせいたします。

『リチウムイオン蓄電池に対する電気用品安全法技術基準の改正』

令和4年12月28日に、リチウムイオン蓄電池に対する技術基準が改正されました。

内容は、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第3号）」の別表第九（旧1項基準）のリチウムイオン蓄電池に係る技術基準を最新の国際規格に対応した別表第十二の整合規格に置き換えるものとなります。

移行期間は、2年間設けられていますが各会員会社におきましては、早急に対応していただきますようお願いいたします。

出典

経済産業省 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t4>

**Information**

According to information from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI), the requirement in Appendix Table-9 for Secondary Lithium Ion Batteries (LIB) of “Electrical Appliances and Materials Safety Act” was revised on 28/Dec/2022, and its grace period is 2 years. LIB subjected to the requirement may apply Appendix Table-12 of this Act.

See METI-Web, only in Japanese version

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t4>